



令和3年8月30日

筑後川河川事務所

堤防刈草の無償配布について ～引き取り手を募集しています！～

筑後川河川事務所では、堤防の損傷確認や安全の確保といった河川の適正な管理のため、堤防の除草を年2回実施しています。堤防除草で発生した刈草は、処分場への搬出や現地での焼却処分を行っていますが、環境への負荷を減らすため、資源を有効活用していきたいと考えております。

そこで、**家畜の飼料や堆肥への活用など、刈草の有効利用を希望される方に無料で刈草を提供いたします。**

刈草の受け渡し場所や日時など、詳細については最寄りの出張所までご連絡ください。

堤防除草作業状況



梱包イメージ



◆刈草をご利用になりたい方へ

①刈草の配布時期（除草時期）

- ・ 5月～7月頃
- ・ 9月～11月頃

②注意点

- ・ 刈草の転売を目的とされる場合は提供できません。
- ・ 提供できる刈草の量には限りがあります。
- ・ 原則、現地まで取りに来ていただくようにお願いします。
- ・ 刈草には、ゴミ等の不純物が混じっていることがあります。
- ・ 実物は写真と異なる場合があります。

直径 100cm
長さ 110cm
重さ 200kg
※一部の出張所対応

【問い合わせ先（TEL）】

- 総 括：筑後川河川事務所 管理課 0942-33-9185
- 現場担当：久留米出張所 0942-32-7082
- 大川出張所 0944-86-2516
- 片ノ瀬出張所 0943-72-3204
- 吉井出張所 0943-75-2300
- 諸富出張所 0952-97-0084
- 日田出張所 0973-23-5291
- 矢部川出張所 0944-63-2520